



政府の見解に反しても 県が後援しないことはない 知事「後援不承認」 不適切と認める

●中国のハルピンにある731部隊罪証陳列館の金館長を招き日中不再戦・平和友好を願う「歴史から学ぶ731部隊と日中戦争」講演会が3月29日開催され180人満員の参加者でした。(主催；平和のための歴史ゼミナール/共催；平和資料館草の家)

本県の元731部隊に所属していた隊員の証言文書と共に、非道な人体実験を後世に伝えるために元731部隊本部建物に建設された罪証陳列館での調査研究の紹介、そして、岡村草の家館長との対談など、日中の民間交流で友好平和を進めるものでした。

●この講演会を県は不当にも「後援しない」と2月末に決定通知。昨年12月に県立美術館で同主催者が開催した同趣旨の写真展は後援をし今回しない理由がわからないとの声を受け、草の家岡村啓佐副館長、岡村正弘館長と私、吉良が、地域福祉部と2回にわたって見直しを求め交渉。

●12月の写真展との関連含め不承認に至る経過が全く不透明、検討機関名、構成

員など不承認を決定した議事録を明らかにすべし、戦没者慰霊祭や中国帰国子女など先の戦争に係る福祉的事業は同部の管轄事業、部隊所属県民の証言紹介など本講演も当然同部事業に該当。それでも不承認とは、国の政治的流れを忖度してのものか、等々、厳しく地域福祉部の姿勢を正しました。

●尾崎知事は、翌30日の会見で「平和行政の推進は県の職務であり、戦争の歴史を学ぶことが県の施策推進に寄与しないことはありません。公益に資する議論の場の確保を県は応援する立場にある。今後は、自由な議論が保障されるのであれば、主催者の主張が政府の方針と違わからといって後援しないとするものではない」と今回の判断の不適切さを指摘し、今後は一部局での判断をより広い視野でチェックする仕組みを作る方針を明らかにしました。



●町内会お花見

3月末の日曜日、町内会でお花見をしました。心配された雨は降らなかつたけれど桜の花は一本に一輪、二輪。でも二五〇名もの参加！餅まきやビンゴなどを通して、人の輪と和が、たくさん咲いたお花見となりました。



無料法律・生活相談

●4月14日(木)午後6時～8時

●血田幸憲弁護士(高知法律事務所)

●場所 愛宕商店街吉良事務所

問合せ：088-855-9439

※毎月第2木曜日/お気軽にご利用下さい。